

神戸学院大学 課外活動団体の活動における安全・安心マニュアル

1. 本マニュアルの位置付け

本マニュアルは、本学が指定する課外活動団体の活動の安全を確保するために、「平常時の対応」、「事故発生時の対応」及び「事故発生後の対応」に必要な事項を記載したものである。

2. 適用範囲

本マニュアルは、本学が指定する課外活動団体及び、これら課外活動団体に所属する全ての者に適用する。

3. 体制

課外活動団体の安全確保に万全を期すために、本学に以下の者を置く。

- a. 課外活動団体リスク管理責任者
課外活動団体のリスク管理全般に責任を有する者として課外活動団体リスク管理責任者を置く。本学の学生支援センター所長を課外活動団体リスク管理責任者とする。
- b. 課外活動団体事故対応責任者
各課外活動団体に、各課外活動団体の活動中に発生した事故に対応するための責任者として課外活動団体事故対応責任者を置く。各課外活動団体の顧問・監督及びコーチ等を課外活動団体事故対応責任者とする。
- c. 課外活動団体事故対応担当者
各課外活動団体に、各課外活動団体の活動中に事故が発生した際に課外活動団体事故対応責任者の指示を受けて適切な事故対応を行う課外活動団体事故対応担当者を置く。各課外活動団体の主将・部長もしくは主務を課外活動団体事故対応担当者とする。

4. 心構え

課外活動団体学生を始め課外活動団体活動に関わる全ての者は、課外活動団体の活動が安全に遂行されるよう日頃から必要な事前の対応を施すとともに、万一事故が発生した場合、冷静かつ迅速に対応し、事故の影響を最小限に留めるよう務め、再発防止に万全を期すものとする。

5. 平常時の対応

事前の事故予防活動として以下の対応を実施する。

- a. リスクの洗い出し
 - i. 課外活動団体リスク管理責任者は、毎年1回、課外活動団体活動中に発生する可能性のある事故とそれらの顕在化を防ぐための確認事項等を取りまとめた別紙1「事故のリスク一覧」の内容を実状に合わせて適宜更新する。
- b. 施設等の点検・改善
 - i. 課外活動団体リスク管理責任者は、毎年1回、学生支援センターと連携し、別紙2「施設安全のチェックシート」を用いて施設、設備、用具を点検し、改善の必要な施設等を特定する。

c. 施設等の改善要望への対応

- i. 課外活動団体所属の学生や指導者は、施設・設備・用具の破損、危険性を発見した場合には、別紙3「課外活動関係施設等の修理・備品等購入にかかる要望について」を基に、その状況を課外活動団体リスク管理責任者に報告し、改善要望を行う。
- ii. 課外活動団体リスク管理責任者は、前項により受領した「課外活動関係施設等の修理・備品等購入にかかる要望について」をとりまとめて学生支援センターに報告の上、想定されるリスクに応じた対応の優先順位付け（又は施設・設備・用具の使用禁止の判断）についての検討を依頼する。なお、緊急を要する場合には、速やかに管財グループ、財務経理グループに報告し、その対応を依頼する。

d. 保険加入について

- i. 課外活動団体リスク管理責任者は、毎年、各課外活動団体所属の学生の保険加入状況（加入の有無及び加入保険の補償範囲）を確認するとともに、別紙4「スポーツ安全保険について」を用いて、既に団体に所属している在學生は年度末に、新入生及び途中入部の在學生は都度、課外活動団体に必要な保険への加入を行わせる。

e. 研修の実施

- i. 課外活動団体リスク管理責任者は、毎年、一般社団法人大学スポーツ協会（以下、「UNIVAS」という。）が開催する安全管理に関するセミナーの動画視聴を行うよう案内する。
- ii. 各課外活動団体の主将・部長もしくは主務（課外活動団体事故対応担当者）並びに顧問・監督及びコーチ等（課外活動団体事故対応責任者）は、毎年、前項の動画の何れかを視聴しなければならない。
- iii. 課外活動団体リスク管理責任者は、第1項の動画視聴した者の一覧を作成し、保管する。
- iv. 特段の事由により、動画視聴をしていない対象者がいた場合には、課外活動団体リスク管理責任者は、別途アーカイブの動画視聴を案内し、当該対象者が動画視聴できるよう取り計らう。

f. 事故情報・事故事例の共有

- i. 課外活動団体リスク管理責任者は、毎年、各課外活動団体の活動中に発生した事故の情報と、可能な範囲で競技団体から収集した事故の情報の一覧を取りまとめ、各課外活動団体の課外活動団体事故対応責任者及び課外活動団体事故対応担当者並びに学生支援センターに共有する。
- ii. 課外活動団体事故対応担当者は、課外活動団体内にてミーティングを行い、前項により共有された一覧を用いて全課外活動団体所属部員の安全管理意識の向上を図る。

6. 事故発生後の初動対応

課外活動団体の活動中に怪我人が発生した場合、課外活動団体事故対応責任者及び課外活動団体事故対応担当者が中心となり（課外活動団体事故対応責任者及び課外活動団体事故対応担当者が、怪我人が発生した現場にいない場合には、現場にいる者で協力して）、怪我のレベルに応じて以下の初動対応を行う。

a. 怪我のレベルに応じた初動対応の実施

※別紙5「事故対応のフロー図_事故・事件・犯罪対応マニュアル」を参照。

※救急車を呼ぶ目安及び救急車が到着するまでの注意事項としては以下を参照。

【救急車を呼ぶ目安】

- ① 意識がない
- ② 痙攣が止まらない
- ③ 激しい痛みが止まらない
- ④ 多量の出血がある
- ⑤ 骨の変形がある
- ⑥ 大きな開放創がある
- ⑦ 広範囲のやけど
- ⑧ 虫に刺されて蕁麻疹が出ている、顔色が悪い

【救急車が到着するまでの注意事項】

- ① 原則として安静を保つ
- ② 対象者を一人にしない、そばを離れない
- ③ 対象者の観察
- ④ 保護者への連絡

※本人が連絡できるような状態の場合、本人から連絡をさせる。

※課外活動事故対応責任者から状況説明と搬送病院の連絡を行う。

【重要連絡先一覧】

連絡先	名前	電話番号
(課外活動団体内)		
監督	連絡先を各課外活動団体内にて共有しておいてください。	
コーチ		
トレーナー		
(学内連絡先 担当課)		
課外活動団体 リスク管理責任者	学生支援センター所長	KPC1 : 078-974-4574 KAC : 078-974-1839
警備室		KPC1 : 078-974-4635 KPC2 : 078-385-3577 KAC : 078-974-1555
医務室		KPC1 : 078-974-4642 KAC : 078-974-5467

救急相談センター # 7 1 1 9

(救急車を呼ぶべきか迷ったりしたときに相談する公的な相談窓口)

b. 事故情報の報告

- i. 課外活動団体事故対応責任者及び課外活動団体事故対応担当者（課外活動団体事故対応責任者及び課外活動団体事故対応担当者がいない場合には、怪我人が発生した現場にいる者）は、救急車を呼ぶような事故が発生した場合には、怪我人の身体の安全確保（手当・処置、119番通報、病院連絡・準備、緊急手当て）を行った後、別紙6「事故発生報告書」を用いて速やかに課外活動団体リスク管理責任者に状況を報告する。
- ii. 前項の報告を受けた課外活動団体リスク管理責任者は、課外活動団体事故対応責任者及び課外活動団体事故対応担当者と協力して事故対応を行う。
- iii. 課外活動団体リスク管理責任者は、必要に応じて、別紙6「事故発生報告書」を用いて学生支援センターに事故対応状況を共有する。
- iv. 課外活動団体リスク管理責任者は、別紙6「事故発生報告書」を10年保管する。

7. 初動対応後の対応

発生した事故への初動対応が完了した後に、以下の対応を実施する。

- a. 原因究明・再発防止
 - i. 課外活動団体事故対応責任者は、救急車を呼ぶような事故が発生した場合には、当該事故の初動対応が完了した後に、遅滞なく当該事故が発生した原因を特定するとともに、再発させないための防止策を検討し、その結果を別紙7「事故原因究明・再発防止策検討シート」にとりまとめ、課外活動団体リスク管理責任者に提出する。
 - ii. 前項の検討シートを受領した課外活動団体リスク管理責任者は、その内容を確認し、記載漏れなどがある場合には再提出を求め、記載内容が適切と判断した場合には、その旨を課外活動団体事故対応責任者に回答し、再発防止の徹底を指示する。
 - iii. 前項の回答を受領した課外活動団体事故対応責任者は、課外活動団体所属部員に再発防止策を周知し、その徹底を指示する。
 - iv. 課外活動団体リスク管理責任者は、事故の発生原因が施設に起因するものであった場合には、別紙3「課外活動関係施設等の修理・備品等購入にかかる要望について」を基に、管財グループ、財務経理グループに提出する。

8. ハラスメントの防止

ハラスメントの防止活動として以下の対応を実施する。

- a. ハラスメント研修の実施
 - i. 課外活動団体リスク管理責任者は、毎年、UNIVASが開催するハラスメントに関するコンプライアンス研修の動画視聴を行うよう案内する。
 - ii. 課外活動団体の課外活動団体事故対応担当者並びに顧問・監督及びコーチ等（課外活動団体事故対応責任者）は、毎年、前項の動画を視聴しなければならない。
 - iii. 課外活動団体リスク管理責任者は、第1項の動画視聴した者の一覧を作成し、保管する。
 - iv. 特段の事由により、動画視聴をしていない対象者がいた場合には、課外活動団体リスク管理責任者は、別途アーカイブの動画視聴を案内し、当該対象者が動画視聴できるよう取り計らう。
- b. ハラスメントに関する相談窓口の周知

- i. 課外活動団体リスク管理責任者は、前項の動画視聴案内において、学内に設置されたハラスメントに関する相談窓口を周知する。また、学外に設置された相談窓口として、別紙8「UNIVAS相談窓口のご案内」を用いてUNIVAS相談窓口を紹介する。

9. 本マニュアルの閲覧環境の整備

課外活動団体リスク管理責任者は、課外活動団体に所属する指導者及び学生を始めとする課外活動団体活動に関わる全ての者が本マニュアルをいつでも閲覧できるよう、本学のHP上に本マニュアルの最新版を掲載する。

10. 本マニュアルの改廃

本マニュアルの改廃は、課外活動団体リスク管理責任者の決裁をもって行う。

【参照】別紙一覧表

- 別紙1：「事故のリスク一覧」
- 別紙2：「施設安全のチェックシート」
- 別紙3：「課外活動関係施設等の修理・備品等購入にかかる要望について」
- 別紙4：「スポーツ安全保険について」
- 別紙5：「事故対応のフロー図_事故・事件・犯罪対応マニュアル」
- 別紙6：「事故発生報告書」
- 別紙7：「事故原因究明・再発防止策検討シート」
- 別紙8：「UNIVAS相談窓口のご案内」

以 上

制定・改廃履歴

2024年12月5日制定